

# 目 次

第1章 現代社会における社会福祉の意義と歴史的変遷 .....	5
《第1節 社会福祉の理念と概念》 .....	5
《第2節 社会福祉の歴史的変遷》 .....	7
《第3節 子どもの人権・権利と社会福祉》 .....	9
第2章 社会福祉の制度と実施体系 .....	11
《第1節 社会福祉の制度と法体系》 .....	11
《第2節 社会福祉行財政と実施機関》 .....	21
《第3節 社会福祉施設》 .....	26
《第4節 社会福祉の専門職》 .....	28
《第5節 社会保障及び関連制度の概要》 .....	31
第3章 社会福祉における相談援助 .....	36
《第1節 社会福祉援助技術(相談援助技術)の基本的枠組み》 .....	36
《第2節 相談援助の方法と技術》 .....	36
《第3節 相談援助の発展経緯》 .....	38
第4章 社会福祉における利用者の保護にかかわる仕組み .....	39
《第1節 第三者評価等》 .....	39
《第2節 苦情解決》 .....	40
《第3節 権利擁護》 .....	40
《第4節 情報提供》 .....	41

第5章 社会福祉の動向と課題.....	43
《第1節 少子高齢化社会への対応》.....	43
《第2節 在宅福祉・地域福祉の推進》.....	44
《第3節 ボランティア活動の推進等》.....	45

### 【ご利用方法】

- ① まずは、ダウンロードした「問題編」と「解答編」のPDFデータをすべて印刷（プリントアウト）しましょう。印刷した後、「問題編」と「解答編」を別々にクリップなどでまとめ、並べてご覧いただける形をご利用されるとよいでしょう。

「問題編」の問題は、すべて〇×式の一問一答問題となっております。〇×を別紙に書き出すなどして、ページ単位、《節》単位など、ご自分のペースで解き、解説を読み進めていってください。

「理解できた」「押さえられた」と思った問題については、問題番号の前のチェック欄にチェックをつけていき、ひととおり解き終わった後は、チェックのない問題、チェックの少ない問題を重点的に見ていってください。何回も繰り返し問題演習をしていただき、すべての問題に正解できるようになったときには、「社会福祉」での得点力がかなりアップした状態になっていると思います。

- ② 「解答編」では、1問ごとに、A・B・Cの3段階で【重要度】を示しております。

【重要度C】でも、ここに掲載されていない知識よりは重要性が高いと考えますが、【重要度A】で間違えた問題を特にマークするなど、復習の際のメリハリづけにご利用いただきたいと思います。

- ③ 「解答編」中の「条文集」とは、弊社販売の別教材「保育士試験科目別リベンジセット社会福祉」の中の「条文集（超ダイジェスト版）」のことをいうものとします。

- 2 厚生年金保険の被保険者は、原則として、国民年金の第2号被保険者となる。
- 3 日本国内に住所を有する20歳以上70歳未満の者であって、国民年金の第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないものは、国民年金の第1号被保険者となる。
- 4 20歳以上の学生は、学生納付特例制度の要件を満たせば、申請により、在学中の国民年金の保険料の納付が猶予され、猶予を受けた期間は、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間に含まれる。
- 5 国民年金の第1号被保険者を対象とする独自の給付として、付加年金がある。
- 6 老齢基礎年金は、66歳から75歳までの希望する年齢まで支給開始を遅らせることができ、この場合、年金額の増額がある。
- 7 遺族厚生年金は、死亡した被保険者に子がいなければ、支給されない。

- 8 障害基礎年金は、障害認定日に1級、2級又は3級の障害の状態にある場合に支給される。

### <労働保障>

- 1 雇用保険の保険料については、失業等給付と育児休業給付に係る保険料は、全額、事業主が負担し、雇用保険事業に係る保険料は、労働者と事業主で折半する。
- 2 雇用保険の失業等給付のうちの求職者給付には、高年齢求職者給付が含まれる。
- 3 雇用保険の失業等給付のうちの求職者給付の一つである雇用継続給付には、傷病手当が含まれる。
- 4 労働者災害補償保険制度では、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。
- 5 労働者災害補償保険制度では、事業主が行った直近の定期健康診断等（一次健康診断）において、異常の所見が認められた労働者について、その請求により、脳血管・心臓の状態を把握するための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導が行われる。

## 第5章 社会福祉の動向と課題

### 《第1節 少子高齢化社会への対応》

- 1 厚生労働省の「人口動態統計」（2018（平成30）年）において、都道府県別の合計特殊出生率をみると、東京都の合計特殊出生率は全国平均より高い。
- 2 厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2018（平成30）年）によると、児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は全世帯の約4割で、児童のいる世帯の平均児童数は2.1人となっている。
- 3 65歳以上の人口は、現在3,500万人を超えており、2042（令和24）年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されている。
- 4 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日 閣議決定）においては、経済成長の隘路<sup>あいろ</sup>である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げている。